

香美市地域密着型サービス事業所の指定等について

1 地域密着型サービス事業所の指定状況について（香美市内事業所）

① 地域密着型通所介護事業所 12 事業所

	法人名	事業所名	事業所所在地	定員	指定日
1	(福)土佐香美福祉会	デイサービスセンター こづみ通所介護事業所	物部町大栃 898-1	15	H18. 3. 1
2	(同)坂東	デイサービスセンター えがお	土佐山田町楠目 863 番地 9	15	H22. 10. 1
3	(株)美空	デイサービスみそら 山田	土佐山田町秦山町 3 丁目 16 番 2	15	R23. 2. 1
4	(有)スーパーストア 富士屋	デイサービス富士屋 ベターライフ香北	香北町美良布 2673-2	12	H23. 11. 17
5	(有)岩城建築設計 事務所	デイサービスときめき 土佐山田店	土佐山田町影山 168 番地	15	H24. 1. 4
6	(株)ワイ・エム・ インターナショナル	デイサービス たからまち	土佐山田町宝町 4 丁目 4 番 32 号 YS マンション 101 号室	10	H24. 11. 20
7	(株)らいさす	こじゃりはやまだ	土佐山田町東本町 4 丁目 1 番地 45 号クラフトハウス 1 階	18	H26. 3. 8
8	香南香美 老人ホーム組合	デイサービスセンター 白寿通所介護事業所	香北町永野 2152	18	H12. 2. 4
9	(同)あんのん	デイホームおじま家	土佐山田町百石町 2 丁目 4-34 クラス 101	15	H29. 8. 1
10	(株)いろは	デイサービスいろは	土佐山田町宮ノ口 88 番地 14	18	R1. 6. 26
11	(株)いろは	デイサービス いろはの家	土佐山田町楠目 609 番地 1	10	R3. 11. 1
12	(福)香美市 社会福祉協議会	香美市社協デイサービス センターびらふ	香北町葦生野 336-1	18	R6. 4. 1

② 小規模多機能型共同生活介護事業所 2 事業所

	法人名	事業所名	事業所所在地	定員	指定日
1	(有)マエダメディック	小規模多機能型 居宅介護けいあい	香北町美良布 899 番地	25	H27. 10. 21
2	(株)美空	小規模多機能ホーム みそら山田	土佐山田町楠目 1465 番地	25	H27. 11. 1

③ 認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム） 4 事業所

	法人名	事業所名	事業所所在地	定員	指定日
1	(医)土佐楠目会	シルバーハウス寿楽	土佐山田町百石町 1-11-15	18	H13. 8. 20
2	(有)マエダメディック	敬愛グループホーム	香北町美良布 899	18	H16. 3. 8
3	(医)岩河会	グループホームびらふ	香北町美良布 1298	18	H16. 12. 1
4	(福)香南会	グループホームゆうりこう	土佐山田町百石町 1 丁目 3-44	18	H19. 7. 1

④ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所（小規模特別養護老人ホーム）

	法人名	事業所名	事業所所在地	定員	指定日
1	(福)日ノ御子会	特別養護老人ホーム 菰生郷	物部町大栃字宮ノ口 89 番 1	29	H24. 12. 3

○令和 5 年度に指定を行った事業所 1 事業

令和 6 年 3 月 8 日から令和 6 年 3 月 19 日まで書面審議にて地域密着型サービス等運営委員会を実施し、承認を受けました。

【地域密着型通所介護事業所】

- ・香美市社協デイサービスセンターびらふ（指定期間:令和 6 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日）

○令和 5 年度に指定更新を行った事業所 4 事業所

指定更新に係る事項については、平成 22 年 8 月 4 日の本委員会において、事後報告で承認を受けることが了承されました。令和 5 年度に指定更新した以下の事業所について事後報告として承認を求めます。

【地域密着型通所介護事業所】

- ・デイホームおじま家（指定期間:令和 5 年 8 月 1 日～令和 11 年 7 月 31 日）
- ・デイサービス富士屋ベターライフ香北（指定期間:令和 5 年 11 月 17 日～令和 11 年 11 月 16 日）
- ・デイサービスときめき土佐山田店（指定期間:令和 6 年 1 月 4 日～令和 12 年 1 月 3 日）
- ・デイサービスセンターこづみ通所介護事業所（指定期間:令和 6 年 3 月 1 日～令和 12 年 2 月 28 日）

○令和 6 年度に指定更新を予定する事業所 2 事業所

【地域密着型通所介護事業所】

- ・デイサービスたからまち（有効期間満了日:令和 6 年 11 月 19 日）

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- ・特別養護老人ホーム 菰生郷（有効期間満了日:令和 6 年 12 月 2 日）

2 地域密着型サービス事業者運営指導の実施について

(1) 令和5年度地域密着型サービス事業者運営指導の結果

対 象 事 業 所	デイホームおじま家
実 施 日	令和5年7月19日
実 施 場 所	デイホームおじま家
<p>【口頭指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書について記載誤りなど、軽微な不備があったので、訂正すること。 ・アセスメントについては計画期間毎に実施し、アセスメントシートについては実施日を明記することが望ましい。 	

対 象 事 業 所	デイサービス富士屋ベターライフ香北
実 施 日	令和5年10月18日
実 施 場 所	デイサービス富士屋ベターライフ香北
<p>【文書指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規定の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の一部については見やすい場所に掲示すること。 ・利用者の緊急連絡先を把握し、更新すること。 ・職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を従業員に周知・啓発し、相談（苦情を含む。）への対応のための窓口を従業員に周知すること。 <p>【口頭指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常災害対策マニュアルに記載された備蓄品が備わっていないので、備えること。 ・重要事項説明書について記載誤りなど、軽微な不備があったので、訂正すること。 ・計画書に署名がない箇所があるので、必ず署名してもらうこと。 ・利用者の心身の状況等のアセスメントシートを作成すること。また、計画期間毎にアセスメント実施日を明記しておくことが望ましい。 ・入浴介助加算Ⅰについて、サービス提供記録簿及び国保連合会への請求書に計上している回数に対して、業務日誌に記録されていない事例があった。確認の上、記載抜かりのないようにすること。 ・利用契約書約款の文中の氏名欄、契約期間の開始日が空白になっているものがあった。記載抜かりのないようにすること。 	

対 象 事 業 所	デイサービスときめき土佐山田店
実 施 日	令和5年12月20日
実 施 場 所	デイサービスときめき土佐山田店
<p>【文書指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出している事業所の平面図について、実態と相違していることが認められた。厚生労働省で定める事項（事業所の平面図）に変更があったときは、10日以内にその旨を香美市長に届け出ること。 ・職場におけるハラスメントの防止について、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発していないことが認められたため、必要な措置を講じること。 ・運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の一部については見やすい場所に掲示すること。 <p>【口頭指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程、重要事項説明書について記載誤りなど、軽微な不備があったので、訂正すること。 ・非常災害対策マニュアルについて、地震を想定したものしかなかったため、火災、風水害、その他災害に対応したものを定めること。 ・地域密着型通所介護計画の見直しの際も、計画作成時と同様にアセスメントを行う必要があるため、アセスメントの内容のわかる書類（アセスメントシート等）を作成すること。 ・地域密着型通所介護計画の内容について、利用者やの家族に説明し、利用期間開始前に利用者の同意を得ておくこと。 	

対 象 事 業 所	デイサービスセンターこづみ通所介護事業所
実 施 日	令和6年2月21日
実 施 場 所	デイサービスセンターこづみ通所介護事業所
<p>【文書指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出している事業所の平面図について、実態と相違していることが認められた。厚生労働省で定める事項（事業所の平面図）に変更があったときは、10日以内にその旨を香美市長に届け出ること。 ・利用者の緊急連絡先を把握し、更新すること。 <p>【口頭指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程、重要事項説明書について記載誤りなど、軽微な不備があったので、訂正すること。 ・地域密着型通所介護計画見直しの際には、計画作成時と同様にアセスメントを行う必要があるためアセスメントシートを整備すること。 ・地域密着型通所介護計画の作成にあたっては、その内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用期間開始前に利用者の同意を得ておくこと。 ・サービス担当者会議の記録について整備すること。 	

(2) 令和6年度地域密着型サービス事業者運営指導の予定

法人名	事業所名（介護サービスの種類）	実施予定月
(株)ワイ・エム・ インターナショナル	デイサービスたからまち (地域密着型通所介護事業所)	令和6年9月
(福)日ノ御子会	特別養護老人ホーム菫生郷 (地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)	令和6年10月
(有)マエダメディック	敬愛グループホーム (介護予防)認知症対応型共同生活介護)	令和7年2月